

平成 30 年 7 月 17 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

障害者による文化芸術活動の推進に係る法律の施行について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行について（情報提供）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より都道府県知事等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のおとり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

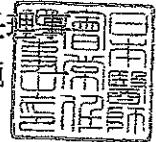
お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(健Ⅱ66)

平成30年6月21日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純



障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行について (情報提供)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成30年法律47号)」が本年6月13日に公布、施行されたことから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等宛に通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本法は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

